

守り育てて復興の力に ～大槌町郷土芸能祭～

大槌町内の各地域に根付く神楽、鹿子踊、虎舞などの郷土芸能を披露する大槌町郷土芸能祭が2月9日、城山公園体育館で開かれました。昨年に続き、震災後、2度目の開催です。地元から7団体が参加し、ゲストに花巻市の早池峰大償神楽が招かれました。

町内には20を超える郷土芸能の団体があり、そのうち18団体が町郷土芸能保存団体連合会に加盟しています。芸能祭の実行委員長で連合会会長の阿部富二男さんは開会のあいさつで、「復興の槌音が聞こえるようになってきた。郷土芸能を守り、育て、元気を出して前を向いて歩こう」と語りかけました。

出演したのは花輪田神楽、徳並鹿子踊、松ノ下大神楽、安渡虎舞など地元の団体と、早池峰大償神楽です。国指定の重要無形民俗文化財でユネス



コ無形文化遺産登録の早池峰神楽は、大償神楽と岳神楽の総称です。大償と岳は、互いにライバル関係にあって切磋琢磨し、神楽を500年以上にわたって伝承してきました。互いに競い合う構図は、町内の各団体の関係と似ています。

勇壮な岳に対して華麗な舞で知られる大償は、竜天、天照五穀、権現舞の3演目を演じ、拍手を浴びました。

私たちは大槌町を忘れない ～応援職員の会総会～

全国の自治体や民間企業から大槌町に派遣された職員OB・OGによる「大槌町応援職員の会」の総会が2月8日、町内の三陸花ホテルはまぎくで開かれました。現在、派遣中の職員を合わせて約60人が参加し、旧交を温めながら復興支援を続けていくことを誓い合いました。

これまで派遣され、帰任した応援職員は約300人。現在は、247人の職員のうち118人を占めています。応援職員の会は、派遣元に帰任しても、交流の輪を広げながら町の復興を支援しようと、昨年3月に結成されました。今回は設立総会に続く2度目の総会で、鹿児島県から北海道までの自治体から、元応援職員の方々が駆けつけました。

総会では新聞やニュースレターを発刊したり、今年の秋祭りの時期に総会を開いたりする事業計画を決めました。その後の懇親会ではあちこちに懇談の輪ができました。話題は、やはり気になる町の復興の進み具合。中心市街地があった町方地区では、先行盛り土が始まり、県道が仮設道路に



切り替えられるなど、復興の槌音が聞こえ始めてきました。

応援職員の会会長の鹿児島県南さつま市建設維持課長・川野重美さんは「復興の状況を自分の目で確認したくて参加しました。一歩ずつ前進しているように感じました」と話しました。

宮崎県高原町から派遣され、昨年4月から9月末まで勤務した大槌町康宏さんはこう語ってくれました。「充実した半年だった。私たちは決して大槌町を忘れずに支援する」

会を重ねる「お茶っこの会」～25カ所で400人が参加～

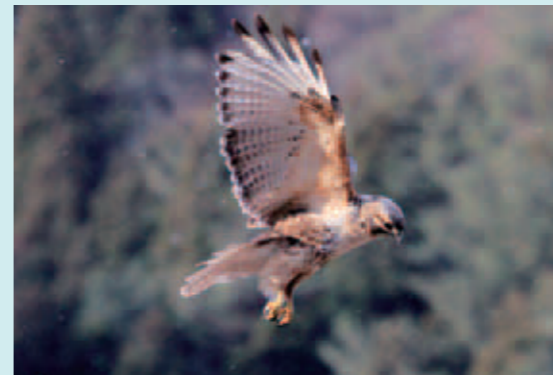
町長と仮設住宅の住民が懇談する「お茶っこの会」は、2012年8月の開始から2014年1月16日までに25カ所で開かれ、延べ400人を超える住民が参加しました。町長が、仮設住宅の集会所や談話室に出向き、復興状況を説明、質疑を交わします。住民に復興の情報を届ける一方、要望や苦情を聴き、その内容を町政に反映させようとする狙いがあります。

1月16日に大槌町内の小槌仮設団地集会所で開かれた「町長とお茶っこの会」。仮設住宅に住む被災者は、町長に、気持ちの揺れを打ち明けたり、町政に注文をつけたりしました。「震災直後は命が助かったことに満足していたが、時がたつにつれて、だんだんと悲しみが増してきた」「仮設住宅の被災者は、元気な人とドロップアウトする人と、『鉢状格差』が生じている。行政はその差を狭める努力をしてほしい」――。

町内の仮設住宅には、2014年1月31日現在で全町民の約3分の1に当たる4,144人が住んでいます。復興情報が、仮設住宅の住民に、正確に、わかりやすく伝えられ、その結果として、復興に向けて住民の心が一つにまとまらなければ、まちづくりは前進しません。「お茶っこの会」は、単なる談論にとどまらない役割を担っています。



PHOTO まちかど



「ホバリングしているタカ科のノスリです。秋から春にかけて見かけます。出勤途中の早朝、小槌第13仮設団地近くの小槌川沿いで撮影しました。5、6羽いて、ネズミなどを餌にしているようです【1月29日、三浦寧史さん撮影】



「小槌川の河口近くで撮影しました。突然、降り出した雪、ハクチョウ、盛り土。大槌の真冬をあらわす光景になりました。ハクチョウは越冬した後、シベリアに戻っていくことでしょう【1月19日、伊藤陽子さん撮影】

町長随想

①まちづくりは人づくり

「風林火山」で有名な武田信玄の戦略・戦術を記した軍学書の甲陽軍鑑の中に「人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方…」がある。勝敗の決め手は、堅固な城ではなく、人の力であるとされている。大震災津波により、多くの尊い命と財産が奪われた。壊滅的な被害を受けたまちからの復興は、単に元の町に戻すだけの復興ではない。そのためにも住民との協働による議論が必要と感じていた。

そこで町長就任前から起草していた「大槌町災害復興基本条例」を就任と同時に議会に提案し、平成23年9月30日に公布し施行した。この条例の第1条に「この条例は、大槌町が大規模な災害により重大な被害を受けた場合において、被災後における暮らしの復興を実現するため、町民、事業者及び町の協働により復興対策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民が安心して住み続けられる地域づくりを進めることを目的とする」としている。

町では、これまでまちづくりの指針となる総合計画は、どちらかというと行政が決めてきた。しかし、このような大災害からの復興は、行政が一方的に決めることではなく、これから長く住み続ける町民が主体性をもって議論することが町の存続に繋がると確信していた。つまりこの条例は、住民自治の原則を貫いたものである。

結果、住民との協働によるまちづくりの懇談では、中学生から大人まで老若男女を問わず熱心に議論に加わり、大槌町の心意気を示してくれている。これまで見たことの無い光景である。住民との協働は、「まちづくりはひとり」であり、「人は城、人は石垣…」となりうる無形の財産を得た思いである。

碓 川 豊